

株券等の不発行制度について

平成16年7月2日

法務省 民事局 民事法制管理官

始関 正光

株券等の不発行制度について

1 立法の経緯

昭和61年 5月 法制審議会商法部会「商法・有限会社法改正試案」の公表

- * 譲渡制限会社に限定して、定款による株券不発行制度を提言。併せて、株式会社一般につき、定款で、株主の請求があったときに限り株券を発行することができるものとするを提言。

平成12年 6月 金融審議会第一部会証券決済システムの改革に関するワーキング・グループの「21世紀に向けた証券決済システム改革について」の公表

- * すべての種類の有価証券の決済について、DVPとT+1の実現を目指すべき旨を提言。

同 年12月 「経済構造の変革と創造のための行動計画(第3回フォローアップ)」の閣議決定

- * CPのペーパーレス化の法案を平成13年通常国会に提出すること、株式、社債等の各種有価証券について、T+1の実現を図るとともに、統一的なシステムでの決済を可能とするための法整備を行うことを決定。

平成13年 4月 法制審議会会社法部会「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」

- * 株式会社一般につき、定款による株券不発行制度を提言。併せて、ペーパーレスの公開会社株式についての新たな振替制度の構築を行うべき旨を注記。

同 年 6月 「短期社債等の振替に関する法律」の成立

- * CPのペーパーレス制度を創設

平成14年 6月 「社債等の振替に関する法律」の成立

- * 社債、国債等のペーパーレス制度を創設

平成15年 3月 法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」の公表

- * 株式会社一般についての定款による株券不発行制度の導入、ペーパーレスの公開会社株式についての新たな振替制度の要綱を提言。

同 年 7月 法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会「株券不発行制度の導入に関する要綱案」を決定

同 年 9月 法制審議会「株券不発行制度の導入に関する要綱」を答申

平成16年 6月 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の成立

- * 定款による株券不発行制度の導入、株式等の振替制度の創設等

2 商法における株券等の不発行制度

(1) 株券の不発行制度

制度の創設等

- すべての株式会社が対象。
- 定款自治 = 定款に株券を発行しない旨の定めを設ければ、株主が請求しても、
発券を要しない(商法227条1項、同条2項による226条の適用除外)。
 - * 保振制度利用会社 (= 公開会社) については、法施行日に一斉に当該定款の定めを
設けたものとみなされる(法附則6条1項 = 一斉移行)。
- 譲渡制限会社は、上記定款の定めを設けなくても、株主が請求しない限り、
発券を要しない(226条1項ただし書)。
 - = 多数の譲渡制限会社の違法状態が解消される。
 - = 株式の譲渡・質入れには株券が必要。

株券廃止会社への移行方法(公開会社を除く。)

- 株主総会の特別決議による定款変更(商法342条、343条)
 - 効力発生日の2週間以上前に効力発生日(株券廃止日)の公告 & 各
株主・登録質権者への通知(商法351条1項)
 - 株券廃止日の到来(同条2項)
- 株券の回収は不要。
- 略式質権者の保護 = 特例登録質(商法351条3項)
 - = 公告日から株券廃止日までの間、略式質権者は、単独で、質権を株主名
簿に記載させて対抗力を保持することができる。
 - = 「質権者ノ請求ニ依ル記載ナル旨」が株主名簿に記載されるので、登録
質としての効力(商法209条)は有しない。

株券廃止会社(株式振替制度利用会社を除く。)における株式の譲渡・質入れ 方法等

- 意思表示のみによるが、名義書換が第三者対抗要件となる(商法227条2
項による205条1項・207条1項の適用除外、206条ノ2第1項、207条ノ2
第1項。有限会社と同じ)。
- 名義書換は、原則として、譲渡人と譲受人の共同申請(商法206条ノ2第2
項)。
- 株主名簿記載事項証明書の交付請求権(商法206条ノ2第3項、207条ノ2

第2項)

株券廃止会社等についての公告等の特例

イ 株券廃止会社・準株券廃止会社(株券を発行しない旨の定款の定めはないが、すべての株式につき適法に株券が発行されていない会社)が株式消却・株式併合等をする場合には、株券提供公告&通知に代えて、効力発生日をその2週間前に公告することになる(商法227条2項及び228条による213条2項、214条3項、215条1項等の適用除外、商法213条4項、215条ノ2等の新設)。

ロ 株券廃止会社・準株券廃止会社(株式振替制度利用会社を除く。)は、全株主等への通知をもって、公告に代えることができる(商法228条ノ2)。

(2) 新株予約権証券の不発行制度

- ・ 株券廃止会社は、新株予約権証券を発行することができない(商法280条ノ30第3項)
- ・ 株券廃止会社(株式振替制度利用会社を除く。)の新株予約権の譲渡・質入れは、意思表示のみによるが、新株予約権原簿の名義書換が第三者対抗要件となる(商法280条ノ30第4項による280条ノ34の適用除外、280条ノ35第1項、同条第3項による207条ノ2第1項の準用)。
- ・ 名義書換は、原則として、譲渡人と譲受人の共同申請(商法280条ノ35第3項による206条ノ2第2項の準用)。
- ・ 新株予約権原簿記載事項証明書の交付請求権(商法280条ノ35第3項による206条ノ2第3項・207条ノ2第2項の準用)

(3) その他

株主名簿の閉鎖期間制度の廃止(商法224条ノ3等の改正)

新株引受人は、払込期日の当日に株主になる(商法280条ノ9第1項の改正)
DVP決済が可能に。

株券の寄託制度の廃止等の株券不所持制度の合理化(商法226条ノ2の改正)

3 株式の振替制度

(1) 株券保管振替制度との主な相違点

株券不発行（ペーパーレス）に伴う相違点

イ 株券の預託・保管・交付請求（保振法14条～16条、19条、19条の2、23条、28条）がない。

ロ 株主名簿・実質株主名簿という二重帳簿（保振法32条、33条）がない。
= 総株主通知による株主名簿の名義書換一本の制度（社債等振替法159条、160条）
= 振替口座簿の口座名義人が株主名簿上の株主になる。
株主管理事務が合理化され、負担が軽減する。

ハ 単独株主権・少数株主権の行使も振替制度の中で行う＝個別株主通知制度（社債等振替法162条）。

保管振替制度のように、株券の交付請求をして、制度から離脱した上で株主名簿の名義書換をして権利行使するという余地がないことに伴う措置。

* 継続保有要件は、振替口座簿の増加記録日から起算。

= 総株主通知に基づいて行使される権利（議決権・利益配当請求権等）以外の権利については、振替口座簿が非公開会社における株主名簿の役割を果たす。

正当な理由がある場合の発行会社の振替口座簿記録情報提供請求権（社債等振替法299条）

ニ 総株主通知による登録質がある（社債等振替法159条3項）。

保管振替制度のように、株券の交付請求をして、制度から離脱し、株主名簿を保管振替機関名義から書き換えた上で登録質を設定するという余地がないことに伴う措置。

* 登録質になるのは、口座名義人である質権者からの申出があった場合に限られる。

= 当該申出がないときは、設定者である株主のみが通知される。

= 略式質の匿名性の確保

ホ 端株や端数も口座に記録され、総株主通知に基づいて端株原簿の書換が行われる（社債等振替法160条2項）。

社債等との統一的決済制度であることに伴う相違点

イ 多階層構造の採用

ロ 超過記録に基づく善意取得が生じた場合の措置

- ・ 超過記録解消義務を負う主体

保振制度では、保管振替機関及び全参加者（保振法25条）。

V S

社債等振替制度では、超過記録を生じさせた振替機関等に限定（社債等振替法78条・79条、153条、154条等）。

- ・ 超過記録解消義務が履行されない場合の権利の縮減の範囲

保振制度では、保管振替制度を利用している全実質株主の権利が均等に縮減するとの解釈。

V S

社債等振替制度では、超過記録を生じさせた振替機関等の傘下に開設された口座によって株式を保有している株主の権利のみが縮減（社債等振替法80条～81条、85条、155条～157条、161条等）。

ハ 質権の記録方法

保振制度では、設定者である実質株主の口座の中に質権口座が設けられる（保振法15条2項3号、17条2項3号）。

V S

社債等振替制度では、質権者である加入者の口座の中に質権口座が設けられる（社債等振替法68条3項4号、129条3項4号等）。

質権者は、設定者である株主の口座を管理する口座管理機関とは別の口座管理機関を利用することも可能に。

(2) 社債の振替制度との主な相違点

= 社債が金銭債権であるのに対し、株式が自益権・共益権の総体としての複雑な社員権であることによるもの。

振替口座簿の記録手続の複雑化

社債の場合は、社債発行の際の新規記録手続、権利移転・担保設定の場合の振替手続、社債の償還等の場合の抹消手続のみ（社債等振替法69条～71条）。

V S

株式の場合は、

- a 新規記録手続だけでも、非公開会社が公開会社（＝振替制度利用会社）となる時の手続と、振替制度利用会社が新株発行をする時の手続あり（社債等振替法130条～131条）。
- b 更に、株式の消却・併合・分割、強制転換条項付株式の強制転換、組織再編（合併・株式交換・株式移転・会社分割）の場合の手続あり（社債等振替法134条～145条）。
- c 非公開会社が公開会社となる際に振替口座を自ら設けない株主のための「特別口座」の制度（社債等振替法131条2項、133条等）
＝ 発行会社が当該株主のために開設を受ける口座
特別口座に入っている株式を処分するには、いったん、当該株主（又はその相続人）名義の普通口座への振替が必要（同条1項）。
特別口座を利用した株式の取得はできない（同条4項）。
安定株主は口座の開設不要に。
* 失念株主・略式質権者保護のための特別手続あり（同条2項、3項、5項、6項）。

様々な権利の行使のための手続

社債の場合は、抹消の申請と引き換えでの社債の償還手続（社債等振替法71条7項、8項）と、社債権者集会における議決権行使等のための証明書の供託手続（同法86条）。

V S

株式の場合は、

- a 基準日・割当日等の一定の日における全株主に一斉に権利行使を認める場面（議決権行使、利益配当、中間配当等）における総株主通知とこれに基づく名義書換手続（社債等振替法159条、160条）、
- b それ以外の時期に各株主が個別に権利行使をする場面（単独株主権・少数株主権の行使の場面）における個別株主通知制度（同法162条）、
- c 転換予約権付株式についての転換の請求手続（同法164条）、
- d 株式買取請求の手続（同法166条）。

超過記録が生じた場合の取扱い

端数の議決権行使の許容(社債等振替法161条。社債についての同法85条1項)のほか、

- a 総株主通知の後2週間以内に超過記録が解消された場合には、超過記録は生じなかったものとして取扱い(同法155条3項、156条3項)、
- b 超過記録の解消のために、発行会社による自己株式の簡易な手続での譲渡を許容し(同法153条6項、154条6項)、
- c 単独株主権・少数株主権の継続保有要件等については、超過記録が解消されれば、権利の縮減は生じなかったものとして取り扱う(同法155条4項、156条4項)。

4 新株予約権の振替制度

(1) 株式の振替制度よりも単純。

= 記録手続は、新株予約権の発行時の新規記載手続、権利移転・担保設定の場合の振替手続、新株予約権の行使等があった場合の抹消手続、消却の場合の手続、新株予約権の行使期間満了の場合の職権での一斉抹消手続のみ(社債等振替法195条~200条)。

新株予約権の行使は、請求書の提出と抹消の申請によって行う(同法216条)。

新株予約権の行使によって発行される株式の新規記録は、同法130条による。

(2) 振替の対象 = 振替新株予約権(社債等振替法193条)

- ・ 株式についての振替制度利用会社が発行する新株予約権に限られる。
- ・ 譲渡制限のある新株予約権は対象外。
- ・ 新株発行決議において、振替制度を利用するか否かを選択。
- ・ 振替機関の側にも選択権あり。

5 新株予約権付社債の振替制度

(1) 記録手続は、新株予約権の振替制度に類似しているが、若干複雑（社債等振替法222条～232条）。

新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたり、消却されたりしたときは、新株予約権行使後（消却後）の新株予約権付社債という別銘柄に、新株予約権付社債の社債部分が償還されたときは、償還後の新株予約権付社債という別銘柄になるようにするために、従前の銘柄の記録の減少 & 当該減少数と同数の別銘柄の記録の増加という記録手続をする。

* 銘柄の区分については、社債等振替法221条3項2号。

ただし、社債部分の償還後の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使・消却されたとき、新株予約権の行使・消却後の新株予約権付社債の社債部分が償還されたときは、従前の銘柄の記録の減少のみを行う。

(2) 振替の対象 = 振替新株予約権付社債（社債等振替法219条1項）

- ・ 株式についての振替制度利用会社が発行する新株予約権付社債に限られる。
- ・ 新株発行決議において、振替制度を利用するか否かを選択。
- ・ 振替機関の側にも選択権あり。

(3) 振替新株予約権付社債の数え方（社債等振替法219条1項）

- ・ 新株予約権の数による。
- ・ 新株予約権の消滅後のものは、消滅した新株予約権の数による。

6 新株引受権の振替制度

(1) 記録手続は、新株予約権の振替制度に類似。

消却の場合の手続がないだけ。

商法上、新株引受権には消却がない。

(2) 振替の対象 = 振替新株引受権（社債等振替法 170 条 1 項）

- ・ 振替株式についての新株引受権に限られる。
- ・ 新株引受権の付与の決議の際に、振替制度を利用するか否かを選択。
- ・ 振替機関の側にも選択権あり。

(3) 振替新株引受権の数え方（社債等振替法 170 条 2 項）

新株引受権の目的である株式の数による。

商法上、新株予約権自体は、株主 1 人につき 1 つで、株主によって引き受けることができる株式数が違う。+ 例えば、1000 株の新株の引受権のうち 500 株の引受権を譲渡することが可能。

7 その他